

議案第27号

杉並区立荻外荘公園外2公園の指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

令和6年2月9日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区立荻外荘公園外2公園の指定管理者の指定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公
の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称

- (1) 杉並区立荻外荘公園
- (2) 杉並区立大田黒公園
- (3) 杉並区立角川庭園

2 指定管理者の名称及び所在地

株式会社虎玄

港区元赤坂一丁目5番8号

3 指定の期間

- (1) 杉並区立荻外荘公園

令和6年12月1日から令和11年3月31日まで

- (2) 杉並区立大田黒公園・杉並区立角川庭園

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(提案理由)

杉並区立荻外荘公園外2公園に係る指定管理者を指定する必要がある。

なお、この議案は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、提出するものである。